○財務省令第三十七号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十四日

財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の記載要領第六号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成26年旧法人税法」という。）第145条第１項」を削り、「法人税法第80条第１項に」を「同法第80条第１項に」に、「若しくは第５項又は平成26年旧法人税法第145条第１項」を「又は第５項」に改める。

別表二の表中

当期の控除対象外国法人税額 （法人税申告書別表六（二）「１」又は別表六（五の二）「１」）	当期の控除対象外国法人税額 （法人税申告書別表六（二）「１」）
法人税の控除限度額 （法人税申告書別表六（二）「16」又は別表六（五の二）「12」）	法人税の控除限度額 （法人税申告書別表六（二）「16」）

を

当期の所得金額 （法人税申告書別表六（二）「８」又は別表六（五の二）「８」）	当期の所得金額 （法人税申告書別表六（二）「８」）
当期の調整国外所得金額又は国外所得金額 （法人税申告書別表六（二）「15」又は別表六（五の二）「11」）	当期の調整国外所得金額 （法人税申告書別表六（二）「15」）

に、

当期の連結所得金額 （法人税申告書別表六の二（二）「７」又は別表六の二（二の二）「７」）	当期の連結所得金額 （法人税申告書別表六の二（二）「７」）
当期の調整連結国外所得金額又は連結国外所得金額 （法人税申告書別表六の二（二）「14」又は別表六の二（二の二）「10」）	当期の調整連結国外所得金額 （法人税申告書別表六の二（二）「14」）

を

に改める。

別表二付表の表中

当期の個別控除対象外国法人税額 （法人税申告書別表六の二（二）付表「１」又は別表六の二（二の二）付表「１」）	当期の個別控除対象外国法人税額 （法人税申告書別表六の二（二）付表「１」）
連結控除限度個別帰属額 （法人税申告書別表六の二（二）付表「13」又は別表六の二（二の二）付表「９」）	連結控除限度個別帰属額 （法人税申告書別表六の二（二）付表「13」）

を

に、

当期の個別調整国外所得金額又は個別国外所得金額 （法人税申告書別表六の二（二）付表「11」又は別表六の二（二の二）付表「７」）	当期の個別調整国外所得 （法人税申告書別表六の二（二）付）
各連結法人の当期の個別調整国外所得金額又は個別国外所得金額の合計 （各連結法人の⑷の合計）	各連結法人の当期の個別調整国外額の合計 （各連結法人の⑷の合計）

金額表「11
所得金

に改める。